

# 豊臣政権の贈答儀礼と養生

盛 本 昌 広

## はじめに

いつの時代でも、人々は健康の維持を願う一方で、病に苦しみ、様々な治療法を試みていた。病は身分に関係なく人々を襲うが、上級身分の者は病気を治し、健康を維持するのには有利な条件にあり、様々な方策を駆使することができた。こうした健康維持や病気の治療は現代も摸索されている永遠のテーマだが、中世や近世にはこれらを総称して養生とも呼んでいた。養生の方法には①医者による治療、②薬の服用、③日常生活における摂生、④食養生、⑤氣分転換、⑥温泉の入浴、⑦転地療養など様々なものがある。<sup>(1)</sup> 中世でもこれらの方針が併用されていたが、天下統一が成り、戦国時代が終了した豊臣期には人々の間で生活の余裕が生まれ、養生への関心が強まっていたと思われる。豊臣期は曲直瀬道三など著名な名医が輩出し、医療の面でも

画期をなす時代であり、また京では海外貿易を通じて獲得した薬が町人レベルにまで流通するなど、医療を享受する人々の幅が広がっていた。こうした状況下で人々は養生に関する知識を獲得し、その実践に努めるようになっていた。

領主・天皇・将軍は人々を支配する一方で、彼らの生活を保障する義務があり、その中に養生の実現も含まれていた。中世においては疫病の蔓延の際には、朝廷や幕府、さらに社寺や個別の領主が主体となり祈禱を行って、疫病を鎮めようとしていたが、これは呪術的なものであり、現代的な意味での実効があるわけではなかった。勿論、当時としては祈禱の遂行が人々から求められていて、それを行うことが支配階層の義務であった。だが、次第に合理的な精神が人々の間に芽生え、より実効性のある養生の実践が必要とされていた。

本稿は豊臣期における養生の一端を贈答儀礼との関係で

捉えることを目的とするものである。豊臣政権における贈答儀礼が行われる契機は、年頭・端午・七夕・重陽・歳暮という恒例の行事の際、子供の誕生・陣中見舞・病氣見舞・湯治見舞・鷹場見舞といった臨時の際に分けられるが、こうした契機に適合した品物が献上されていた。湯治見舞とは秀吉が有馬湯治をした際に行われる見舞であるが、見舞を行うことそのものに養生の意味が込められていて、湯治見舞は一体のものであった。

豊臣政権の後期に行われた朝鮮侵略の最中には、秀吉や秀次自身が体の不調を訴え、朝鮮在陣中の日本軍でも病人や病死者が続出していた。戦争での死者に関しては、戦死者が前面に出やすいが、実際には軍勢の移動や在陣中に病気や食料不足で死ぬ者が多かった。勿論、戦争に巻き込まれた民衆の間でも多くの餓死者や病人が出ていたことは言うまでもない。こうした事態に対して、秀吉も何らかの方策をとり、自分を含めた人々の養生を実現する必要があつたが、それはいかなる方法で行われたのだろうか。

### いる。

一方、有馬の湯を運ばせて入浴することも行われていた。

寛喜三年（一二三二）九月、西園寺公經（前太政大臣）は有馬湯治に行く代わりに、毎日二〇〇個の桶で有馬の湯を運ばせていた。また、永享五年（一四三三）十月、將軍足利義教は湯山の湯を養生のために、寵愛している西雲庵に下賜している。<sup>⑤</sup> このように、権力者は遙々有馬の湯を運搬

著名な温泉地である有馬・草津・熱海などは古代・中世以来の歴史を誇り、近世には庶民による湯治巡りも盛んになった。中でも有馬温泉は古代には舒明・孝徳天皇の行幸が行われ、また藤原道長も湯治に行くなど、天皇や公家の湯治場であった。

『古今著聞集』には行基が病人を救うために有馬に向かう途中で、武庫山の山中で病人を救つた話が収録されている。この病人は病氣を治すために有馬に向かう途中で、力尽き山中に臥せつていただけだが、これは畿内の人々の間で有馬温泉の効能が信奉されていたことを示している。中世にも

有馬湯治は盛んであり、『太平記』にはバサラ大名として著名な佐々木道誉が有馬へ行つた話があり<sup>④</sup>、また、『明月記』にも公家や僧侶による有馬湯治の記事が散見し、有馬の湯は一層親しみを増していくと思われる。ちなみに、鎌倉期以降の史料では有馬を湯山と称することが一般的となつて

## 一 有馬湯治と贈答儀礼

湯治は主要な養生の手段の一つであり、人々は温泉へ出向いて、湯につかりながら休息をとり、病を癒してきた。

させて、入浴することが可能であり、義教のように湯を下賜して養生させ、下位者の身体を保護することもあつた。有馬の山中から京まで湯を運搬するには、言うまでもなく多大な労力が必要であるが、いかなる手段で湯の運搬は実現されていたのだろうか。

文保元年（一二三一七）九月、二条家の莊園曾東庄の住人は「可汲進有馬御湯」という命令に対し、新儀停止を定めた正治年中の下文（摂関家政所下文）を根拠にして、運搬役の免除を願う申状を提出している<sup>(2)</sup>。この申状によれば、「可汲進有馬御湯」の役は「御領満偏之役」とあるので、二条家の莊園全体に命じられたもので、具体的には有馬の湯を京まで運搬する人夫を差し出すことであったと考えられる。この有馬の湯は二条家の当主道平が入浴するものであり、領主の養生を実現させるために莊園公事が賦課されていたことを示している。

有馬湯治に関する人夫役については、室町期の東寺領播磨国矢野莊関係史料にも見られる。貞治五年（一二三六六）の年貢算用状には国下用として「三斗六升九合」七々局湯山へ被雇之人夫一人糧物「三月十日」とあり、播磨守護赤松義則の正室七々局が有馬湯治をした際に、矢野莊から雇用された人夫への食料が下限されている。この場合は雇用という形態をとっているが、上級者の有馬湯治を莊園が支えている点は前述の例と同一である。矢野莊のみでなく、

他の莊園からも人夫の雇用は行われたはずであり、七々局はこうして雇用した多数の人夫で行列を形成し、有馬へ向かっていたのである。

また、「赤松方沙汰用途」と端裏書にある算用状には応安六年（一二三七三）分の中に「六百五十文 九月廿二日、七々局ユノ山へ時モテナシ」、応安七年分の中に「一貫文 二月八日、七々局ユノ山へ下向時ヲクリヤシナイ」とあり、七々局が有馬湯治に行く餉として、矢野莊が饗應や贈与を行つたことがわかる<sup>(3)</sup>。旅に行く人への餉としての饗應や贈与は古代以来の慣行であるが、こうした事例は矢野莊の算用状をはじめとして多数存在し、室町期には莊園が守護関係者に対して行うようになつていていた。その一つが有馬湯治の餉であり、有馬湯治が餉や人夫の雇用といった慣行を伴つて、盛んに行われていたのである。

このように有馬温泉は領主階層を中心に、養生の一つの手段として認識されていたが、豊臣秀吉も繰り返し有馬湯治を行い、同時に様々な保護を与えて有馬温泉の興隆を図つたことが知られている。既に臼井信義氏は秀吉が計九回にわたつて、有馬湯治を行つたことを明らかにしている（表1参照）。臼井氏も少し触れているが、秀吉の有馬湯治の際には大名や寺社から有馬見舞の名目で献上が行われていた点も注目されよう。表2は『豊臣秀吉文書目録』（名大國史

表1 秀吉の有馬湯治（臼井信義「秀吉と有馬温泉」に基づく）

|      |                   |
|------|-------------------|
| 1回目  | 天正11年8月17日～27日    |
| 2回目  | 天正12年8月2日～8日      |
| 3回目  | 天正13年正月22日～2月3日   |
| 4回目  | 天正13年9月14日～20日？   |
| 5回目  | 天正18年9月25日～10月14日 |
| 6回目  | 天正19年8月9日～18日     |
| 7回目  | 文禄2年9月27日～閏9月7日   |
| 8回目  | 文禄3年4月29日～5月17日   |
| 9回目  | 文禄3年12月8日？～14日？   |
| 10回目 | 計画は慶長3年5月、実現せず。   |

学研究室、一九八九年）をもとにして、有馬見舞を行った大名・寺社と献上品の内容を整理したものである。

有馬見舞の初見文書は天正十一年八月二六日付の秀吉判物で、一回目の有馬湯治において、賀茂社は縮羅二端を贈っていた。一回目の有馬見舞における秀吉の礼状はこれ一通のみだが、本願寺門主顯如に仕えていた宇野主水の日記〔宇野主水日記〕によれば、同年八月十九日に顯如は有馬見舞として、秀吉に道服二・大樽五、石田三成・増田長盛両人に綿五把を贈っている。また、顯如は有馬見舞として、天正十二年八月に錢千疋、天正十三年正月に蜜柑二折と錢千疋を贈っている。つまり、顯如は第一・二・三回目の有馬湯治の際に有馬見舞を行つていて、この見舞は恒例化していたことになる。本願寺文書には四・五・八回目の有馬見舞の礼状が残されているのみだが、秀吉朱印状がなくても実際には有馬見舞が行われていたことを示している。

とは言え、秀吉朱印状の残存数から判断すれば、有馬見舞が一般化したのは五回目からと思われる。この時の有馬湯治は秀吉が小田原攻め・奥州仕置から帰洛後に行われたもので、秀吉による天下統一が実現したことを祝する意味も兼ねて、多くの人々が有馬見舞を行つたと思われる。だが、年頭の祝儀が全国の大名により行われていたのに比べると、有馬見舞はほとんどが畿内の寺や武士によるもので

表2 秀吉に対する有馬見舞

| 秀吉朱印状の年月日     | 見舞者      | 献上品         | 出典         |
|---------------|----------|-------------|------------|
| (天正 11) 8・26  | 賀茂社隼人正   | 縮羅二端        | 賀茂別雷神社文書   |
| (天正 13) 1・21  | 中川藤兵衛尉   | 書状・三種三荷・湯帷五 | 中川家文書九     |
| (天正 13) 9・18  | 本願寺      | 紙子二・菓子一折    | 本願寺文書      |
| (天正 18) 9・28  | 多賀出雲守    | 湯柄杓三        | 金沢文書       |
| (天正 18) 10・2  | 下間少進法印   | 小袖一         | 下間文書       |
| (天正 18) 10・3  | 興正寺      | 道服          | 興正寺文書      |
| (天正 18) 10・3  | 本願寺      | 小袖三         | 本願寺文書      |
| (天正 18) 10・3  | 新門主      | 蒲団          | 光明寺文書      |
| (天正 18) 10・4  | 多賀出雲守    | 裏付草履三       | 多賀文書       |
| (天正 18) 10・5  | 沢源六      | 芳野紙三十束      | 沢氏古文書      |
| (天正 18) 10・5  | 光佐       | 栗二籠         | 本願寺文書      |
| (天正 18) 10・7  | 大蔵卿法印    | 湯帷三         | 今井文書       |
| (天正 18) 10・8  | 多賀出雲守    | 手行燈二        | 多賀文書       |
| (天正 18) 10・8  | 建部寿得軒ら三人 | 松茸二百本       | 田辺文書       |
| (天正 18) 10・8  | 本田老      | 鮭二疋         | 大阪城天守閣文書   |
| (天正 18) 10・11 | 藤堂佐渡守    | 柿三百         | 宗国志        |
| (天正 19) 8・11  | 今井宗薰     | 手巾三         | 今井文書       |
| (天正 19) 8・12  | 中川右衛門大夫  | 小夜着・湯帷十     | 中川家文書三一    |
| (天正 19) 8・12  | 藤堂佐渡守    | 小夜着物        | 宗国志        |
| (天正 19) 8・14  | 羽柴薩摩侍従   | 身巾五         | 薩藩旧記雑録     |
| (天正 19) 8・15  | 中川小兵衛尉   | 紙子一・柄酌三     | 中川家文書三二    |
| (天正 19) 8・15  | 成就院      | 折一合・湯帷二     | 成就院文書      |
| (天正 19) 8・18  | 加藤滿徳     | 小袖二         | 大洲加藤文書     |
| (文禄 2) 閏 9・5  | 御牧勘兵衛尉   | 鮒五十腹        | 御牧文書       |
| (文禄 3) 5・4    | 本願寺      | 帷子五・無裏袴     | 本願寺文書      |
| (文禄 3) 12・11  | 鍋島伊平太    | 身巾十三種・五荷    | 鍋島文書       |
| 4・23          | 武藏大納言    | 使者の派遣       | 山本右馬之介所蔵文書 |
| 9・3           | 加須屋内膳正   | 鮭二ヶ         | 因幡志        |
| 4             | おとら      | あわせかたひら     | 里見忠三郎文書    |

注（ ）内の年は推定。文書は東大史料編纂所の影写本で確認した。

あり、贈答儀礼としては限定的ではあった。その理由としては、有馬湯治は短期間なため、遠隔地の場合には情報が伝わった頃には湯治は終了していて、見舞 자체が不可能であつたことが考えられる。

秀吉に対する見舞は他に陣中・病氣・鷹狩の際にも行われていた。たとえば、陣中見舞は天正十一年の賤ヶ岳の戦い、天正十二年の小牧・長久手の戦い、天正十三年の越中攻め、天正十五年の九州攻め、天正十八年の小田原攻め、天正二十年の名護屋在陣中に行われ、特に小田原攻めの際には島津・鍋島といつた九州の大名も行い、全国規模の見舞となっていた。こうした見舞は表面的には自発的なものに見えるが、実際には強制力が働き、横並びによる見舞が行われていた。

強制による見舞の事例としては、天正十三年五月に秀吉が病氣となつた際の本願寺の対応が挙げられる。『宇野主水日記』五月二十日条には秀吉が坂本で病気になつたことが記されているが、この時に見舞を行つた記述はない。しかし、六月一日条の次項（何日かは不明だが、上旬の記述と見られる）には「秀吉御煩平愈にて、坂本より大坂へ御帰、目出由御見舞、今度当寺より御無音之体にて候由、取次衆より内々申来、坂本へ諸大名衆国々ヨリ被参候事、當寺より其節無音之式、如別御由断之体に候由有其沙汰云々」と

あり、秀吉の病氣に対して、各地の大名による見舞があつたのに、本願寺が見舞をしないのは油断であると取次から内々に申し出があつたため、見舞を行つたことがわかる。<sup>(1)</sup>

本願寺文書には五月二十日付の下間刑部卿法眼宛の秀吉朱印状があり、本願寺が飛脚を送つて見舞を行つたことに對する札が述べられている。『宇野主水日記』によれば、本願寺が見舞をしたのは六月に入つてからなので、この朱印状は秀吉・本願寺双方の体面を保つために、日付を遡らせて作成したものであろう。取次者は朱印状には「兩人」とのみあり、具体的には不明だが、前月十四日付の本願寺宛の秀吉朱印状では細井中務少輔・増田仁右衛門・石田左吉が奉者を務めているので、増田・石田の兩人と推測される。

このように、秀吉の病氣に際しては、各地の武士から見舞が殺到し、それを根拠にして増田・石田のような取次は内々に見舞を行うようによく述べて、事實上見舞を強制している。こうした取次による働きかけの積み重ねにより、見舞が恒常的な行為となり、事あるごとに各地の武士や社寺から見舞が行われるという構造が成立していくのである。

有馬湯治の見舞は豊臣秀長に対しても行われていた。『多聞院日記』によれば、天正十四年二月一三日に興福寺は有馬湯治中の秀長に金蔵院と宝光院、天正十六年九月二三日には宝寿院と常如意院を見舞の使者として遣わしている。秀

長は天正十三年（一五八五）に大和郡山に入り、大和国を知行していたため、興福寺としても気を使う必要があり、有馬湯治の度に見舞の使者を送っていた。天正十四年の場合は頗如も有馬湯治中の秀長に音信として、三種と大樽二荷を贈っている。<sup>(14)</sup> こうした点を考慮すれば、東大寺など他の大和国の有力社寺も秀長に有馬見舞を行っていたと思われ、秀吉ほど大規模ではないが、同様の見舞の体系が存在していたに違いない。<sup>(15)</sup>

秀次は文禄元年（一五九二）十一月に有馬湯治、文禄二年九月に熱海湯治を行い、その際に表3に見えるように見舞者に対して朱印状を発給していた。文禄元年の有馬湯治に関しては『鹿苑日録』に記述があり、十月二九日に京を立ち、翌日に有馬に到着している。この時には京から有馬への道は掃除が行われ、白砂が蒔かれていたという。<sup>(16)</sup> 掃除や白砂蒔は室町將軍の御成の際に行われた馳走であり、秀吉にも同様のことが行われていたが、閑白である秀次も馳走の対象となっていたのである。この時の朱印状は計三点確認できる。

秀次による湯治は文禄二年九月にも行われ、この時は熱海に約一か月滞在している。この熱海湯治にはいかなる背景があつたのだろうか。文禄二年八月二十五日、秀吉は名護屋から大坂に戻ったが、その後の九月四日には伏見に御

表3 秀次に対する湯治見舞

| 秀次朱印状の年月日   | 見舞者    | 献上品          | 出典      |
|-------------|--------|--------------|---------|
| （文禄元）11・11  | 宮部中務法印 | 湯帷五・乾魚一折     | 宮部文書    |
| （文禄元）11・11  | 成就院    | 湯帷二          | 成就院文書   |
| （文禄元）11・12  | 一柳監物   | 湯帷子三・下帯二篇・雁二 | 一柳文書    |
| （文禄2）閏9・3   | 妙心寺    | 縮三端          | 妙心寺文書   |
| （文禄2）閏9・3   | 越後宰相   | 書状           | 上杉家文書   |
| （文禄2）閏9・5   | 高野山惣中  | 小袖一重         | 高野山文書   |
| （文禄2）閏9・9   | 溝口伯耆守  | 綿廿把          | 溝口文書    |
| （文禄2）閏9・10  | 南禪寺    | 縮羅一端         | 南禪寺文書   |
| （文禄2）閏9・18  | 多賀不動院  | 巻数・葛切付三懸     | 多賀神社文書  |
| （文禄2）閏9・21  | 一柳監物   | 湯帷二・单皮三足     | 一柳文書    |
| 文禄2・10・3    | 備前宰相   | 小袖五          | 武家事紀    |
| 9・21        | 西堀助十郎  | 革草皮十足        | 護国寺文書   |
| 見舞いの披露状の年月日 |        |              |         |
| （文禄元）11・8   | 足利義昭   | 五種・御樽五       | 鹿苑日録裏文書 |

年次比定は文禄元年は『鹿苑日録』、文禄二年は『言経卿記』『駒井日記』の記述に基づく。

豊臣政権の贈答儀礼と養生（盛本）

成して秀次と対面し、日本の五分の四を秀次に与える意思を示した。その翌日、秀次は養生のために熱海に出発し、閏九月一六日まで滞在した<sup>(17)</sup>。秀次は秀吉の名護屋在陣中は京都にて、政務を執っていたが、秀吉の復帰により、政務を行う必要がなくなり、また健康が優れることもあり、休養の意味で熱海湯治を敢行したものと思われる。

この熱海湯治の際にも表3に見えるように大名や寺社から湯治見舞が行われ、秀次は朱印状を発給して礼を述べている。また、『鹿苑日録』文禄二年九月一七日条に「自殿下御朱印來、湯治江音問之返書也」とあり、相国寺鹿苑院主も湯治見舞を行い、朱印状を受け取っていた。朱印状の残存数は少ないが、『鹿苑日録』にも見えるように、多数の人々から熱海見舞が行われ、関白としての権威を示していた。

この時期には人々は秀吉と秀次の両者への見舞いを強いらえていて、この点に限れば両者は並び立っていたことになる。

この熱海見舞の前後の状況に関しては、秀次の側近駒井重勝による『駒井日記』に詳細な記述がある。秀次は侍医寿命院（泰宗巴）を伴った上で、熱海湯治をしていたが、同時に秀吉による七回目の有馬湯治、父三好吉房による伊勢国菰野湯治も行われていた点も注目されよう。豊臣一族が分散して湯治を行ったのは直接的には同一の湯治場では混亂が生じることへの配慮もあるうが、各人の支配地域に従つて棲み分けをした結果と思われる。

畿内は豊臣政権の基盤の地域であり、有馬湯治は秀吉が正一九年に奥州仕置に出向いたことからも窺えるように、秀次が影響力を持っていた地域である。また、秀次は天正一八年に織田信雄の改易により、尾張一国と北伊勢五郡を与えられたが、実際には秀次は京にて、父三好吉房が天正二〇年以降は清洲城に在城していた。菰野（現在は湯の山温泉）は、秀次が拝領した北伊勢五郡内にあり、吉房がそこで湯治を行うのは当然ではあった。

この時には吉房は京にて、菰野に向しているが、その沿道に「人足割符」が出されて人夫が徵発されている。この人足は沿道の整備、行列の荷物の運搬などに携わるものと思われるが、京から草津まで前田玄以、草津から水口まで為心、水口から菰野まで藤堂玄蕃・丹羽勘介がそれぞれ四十人の徵發を命じられている。前田玄以は京都所司代、為心・藤堂玄蕃・丹羽勘介は秀次家臣だが、沿道の太閤蔵入地の代官も務めていたと推測され、そのため人夫を徵発する権限を持っていたのだろう。このように沿道の住民の負担により、豊臣一族の湯治は遂に行されていた。

この時には秀吉と秀次の間で相互に見舞が行われていた。

秀吉は眼の調子が悪く、しかも咳病を煩っていたので、湯加減に気を使つてゐるという有馬湯治の様子と秀次への見舞を述べた九月二七日付の朱印状を秀次に送つてゐる。これに対して、秀次は秀吉に有馬湯治の見舞を述べた閏九月四日付の文書<sup>(19)</sup>、秀吉・北政所・大坂二丸（淀殿）にそれぞれ有馬見舞を述べた閏九月六日付の文書を送つた。この秀次の熱海湯治では、最初の七日間は湯の効果があつたが、湯当たりして痰と咳が出て横寝もできなくなつたため、湯治を止めて養生を加えていた。それを知つた秀次の母（とも）と秀次正室は見舞の書状を遣わしている。一方、秀吉も有馬湯治中に咳気と腹を煩い、これに対しても秀次は見舞の朱印状を送つてゐる。

その後、熱海から帰京中の秀次は秀吉に病状を報告し、これに対して秀吉は閏九月二六日・十月六日付で書状を遣わし、病気回復を祝した上で「養生肝要」との助言を行ひ、清洲で鷹狩をして気晴らしをするように述べている。このことは秀吉が鷹狩を養生の一環と認識していたことを意味し、同年末に吉良で秀吉が行つた鷹狩も自身の養生を兼ねていたものと思われる。

このように、文禄二年の有馬・熱海湯治の際には大名や寺社からの見舞はもとより、秀吉と秀次の間でも相互に見舞が行われ、養生の実現を図つてゐた。この一連の動きは

当時遂行中の朝鮮侵略が秀吉や秀次を含めた多くの人の健康を害させたことへの対応の一つと考えられる。この時期には秀吉・秀次共に健康面で不安があり、それが湯治や様々なか形態での養生へ傾倒させていったと言えよう。

その後、秀吉は文禄四年正月には草津湯治を計画し、草津に御座所を普請させ、また諸大名に沿道での警護を行わるよう命じてゐる。こうした御蔵米の下行は前述した三好吉房による菰野湯治の場合と同様である。武士や人夫に對して太閤蔵入地の年貢米が食料や賃金として支給され、無償の動員ではなかつた点も重要である。各地に散在する太閤蔵入地は人間や物資の移動を円滑に実施するための手段となつていてることが窺えよう。しかし、この草津湯治は計画のみで実施されなかつた。

ところで、有馬湯治は豊臣一族のみでなく、より広い階層によつて行われていた。前述した『宇野主水日記』には本願寺門主らによる有馬湯治に関する記述がある。天正十一年閏正月には宇野主水自身、同年九月には顕如・顕如室（如春）・光昭（顕如の子、後の准如）が有馬湯治を行つてゐる。この湯治は九月二六日から十月一四日まで行われたが、帰寺後に顕如は秀吉に有馬土産として錫廿対・木地の食籠を贈つてゐる。

頗如一族による湯治が行われる直前の九月十九日、秀吉は湯山惣中に対して、本願寺門跡の湯治の際には「入精可馳走」ことを命じて<sup>(27)</sup>いる。馳走の内容は頗如らの宿泊施設・食事・湯治場などに便宜を計らうことと思われ、頗如の湯治は秀吉の後援によつて円滑に行われていた。頗如による土産の贈与は秀吉の馳走に対する礼としての意味を持つていたのだろう。また、天正十三年九月と天正十四年十月にも頗如一族による有馬湯治は行われている。これらの事例によれば、頗如一族による湯治は九月下旬から十月にかけて行われていて、半ば年中行事化していたようである。

臼井信義氏は秀吉が有馬を蔵入地とし、その地子（銀で納入）の一部を有馬湯治に来る大名、大名の室・女房、僧侶に扶持米を、秀吉の朱印状や孝藏主黒印状によつて支給していたことを明らかにしている。このことは秀吉と関係が深い人物が湯治をする際には、予め秀吉に通知して、朱印状や黒印状を獲得し、それを有馬の管理者である善福寺・掃部・池坊に渡して、米をもらうシステムが存在していたことを意味する。支給を命じた朱印状や黒印状は天正十三年以降のものだけが残されているので、天正十一年の頗如の湯治の際には未だこうしたシステムが存在していなかつたと思われ、それゆえ「入精可馳走」という漠然とした命令に止まっていたが、これ以降には朱印状発給による扶持

米支給のシステムが確立した。つまり、秀吉は有馬を蔵入地にし、その地子銀を資金にして、大名たちの有馬湯治を援助していたのである。

有馬などの湯治は大名や門主よりも下のレベルでも行なわれていたことが『多聞院日記』によつて判明する。表4によれば、興福寺の僧侶である常光院・蓮成院・アミタ院・円明院・金勝院が有馬湯治を行つてゐる。彼らは興福寺中の院主という上層の身分なので、経済的な余裕があり、自己負担で湯治を行つたと思われる。湯治が行われるのは七月が多いが、この時期に余暇があったのだろうか。

一方、同じ大和国内にある十津川の湯治（現在の十津川温泉、熊野に近い）も行われているが、奈良からは距離的には有馬よりも遠い。とは言え、大和国内の名湯として知られ、各地から湯治客が来ていたようである。頗如も天正十四年四月に十津川湯治を行い、その結果「御湯治一段相当申」という効果を上げてゐる。大和郡山城主豊臣秀保は文禄四年四月に十津川湯治をしているが、その最中に病気が悪化して死亡している。元々病気が進行していく、養生のために湯治を行つたが、結局効果がなかつたと見られる。また、天正十年七月二七日条の助二郎は元々は多聞院英俊の下人で、この時には独立して商人になつてゐた人物で稼いだ金で十津川湯治を計画したものと思われる。このよ

表4 『多聞院日記』における湯治関係記事（秀吉・秀長関係は除く）

| 年月日         | 記事   |
|-------------|--|
| 天正 10・7・27  | トツ川ノ湯へ入由申、助二郎来了                              |
| 天正 10・8・21  | 常光院、湯ノ山入、一昨日帰、眼煩ト云々、如何                       |
| 天正 11・閏1・13 | 岡甚湯治ヨリ帰間、一荷・食籠〔ミカン卅・小マン十五・柿イリ〕使孫九郎下畢         |
| 天正 13・5・23  | 湯山ノ薬師堂羽柴秀吉ヨリ建立云々、ユノ山へ入衆タヽリタル物多ヽ云々、下血・内痔ニハ凶也ト |
| 天正 13・8・16  | 蓮成院・アミタ院・円明院、湯山へ入了                           |
| 天正 13・閏8・6  | 蓮成院ユノ山ヨリ帰了                                   |
| 天正 17・7・20  | 浅野弾正子息被社参畢、十津川へ可被入之由中間衆語申畢（『蓮成院記録』）          |
| 天正 19・8・6   | 北院湯治被掛帰了                                     |
| 天正 20・5・7   | 新衛門ユノ山入トテ香箱木地持来了、一門へ参、往反乗物被下、忝               |
| 天正 20・8・30  | 金勝院ユノ山ヨリ今日帰了、一段快然之由、珍重〃〃                     |
| 文禄 4・4・8    | 蓮成院湯山へ入了                                     |
| 文禄 4・4・12   | 中納言トツ川へ入、煩トテ方〃祈禱在之、於一門今日信讀在之云々               |
| 文禄 4・4・13   | 為蓮成院湯治祈禱仁王經・千巻心經・五重講問修了                      |
| 文禄 5・1・28   | 増田右衛門尉、湯治ヨリ帰テ、郡山へ来トテ、                        |

うに、大和国内の人々で生活に余裕がある人は、養生のために有馬や十津川湯治を行っている。以上から、湯治の主体は上は秀吉など豊臣一族や諸大名・門跡から、下は一般の僧侶や商人に至る広い裾野を持ち、湯治が養生の手段として一般化していくことが判明する。秀吉による度重なる有馬湯治、有馬における薬師堂や御殿の建立も、有馬湯治の流行を踏まえた政策であり、それがさらに流行に拍車をかけたものと思われる。豊臣期における消費の拡大・輸入品の流通、余暇の増大などの現象と湯治の流行は密接な関係がある。

次に湯治見舞の贈答品の内容に関して検討を加えよう。贈答品で最も目につくのは湯帷である。湯帷とはゆまさき・ゆかたとも呼び、入浴中や入浴後に着用する麻のことで、湯治見舞としてふさわしい品である。また、柄杓・湯柄杓は言うまでもなく、湯を体にかけるために使用するもので、湯治には必須の道具である。手巾はしゅきんと呼び、①手拭い②手巾帯の一種、という二つの意味があるが、前者ならばやはり湯治に必須のものとなる。

夜着（小夜着）は夜寝るときに掛ける衾で、大型の着物のような形をして、厚い綿を入れたものであり、蒲団も同様のものである。養生のためには暖かい夜着や蒲団をかけて寝ることが大切であり、これらの贈与には養生を促進する意味が込められているのだろう。小袖・綿・縮羅は当時の贈答品として最も一般的なものだが、良い服を着て体を外気から守り、養生を行う意味があると思われる。他に草履・単皮・革草皮といった履物が目立つが、いかなる意味があるのかは不明である。手行燈は夜を過ごすためのもので、夜間も明かりに包まれて、体をリラックスさせる意味があるのだろうか。いずれにせよ、湯治見舞の贈答品ならではの個性的な品物が並んでいて、豊臣政権における年頭・端午・歳暮など恒常的な贈答儀礼とは異なる様相を呈している。

有馬湯治から帰った際には、有馬土産を贈ることがある。前述した頃如による有馬湯治の際には、秀吉に有馬土産として錫廿対・木地の食籠を贈っている。また、慶長二年（一五九七）一二月に准如（頃如の子）らが有馬湯治から帰った際に、その関係者から山科言経は次のような土産を貰っている。細江喜兵衛からアフリコ鉄・楊子三連・杓二・海老名市蔵から楊子二連・杓一ツ・コテ、ウハ御乳人から杓一・楊子二連・菜刀、兵部卿から盃・楊子一連・杓子一ツ・

アフリ籠鉄、新門主御乳人から杓一ツ・楊子二連・西御方御内宰相から杓二ツ・楊子二連・菜刀、北御方上臍から盃キチ、鉄アフリ籠が贈られている。

土産物は楊子・杓・食籠のような木製品、盃も「キチ」（木地）とあるのでやはり木製品、アフリコ・菜刀の如き鉄製品に分類できる。山間部にある有馬では木製品の製作が盛んで、木地師が居住していたことが窺える。箱根温泉の場合は戦国時代から木地師が居住していたことが史料で明らかであり、近世後期には箱根細工が土産物として知られるようになっていた。<sup>35)</sup> 有馬・箱根という東西を代表する温泉は木地師の居住・木製品の土産物という点で共通していた。杓は前述したように、有馬見舞の贈答品でもあり、土産物として最もふさわしい。アフリコ（焙籠・焙子）は餅などを焼くのに用いる鉄の網または棒のことだが、これが土産物になつてているのは、炭火で焼いて物を食べる習慣が広まつていたためと思われる。また、菜刀（菜切包丁）は刃が薄く、幅が広い先の尖っていない長方形の包丁で、主に野菜を刻むのに使う。錫はスズ製の酒を入れる器のことで、この時期の記録に贈答品として頻出する製品である。有馬は山林資源が豊富なので、炭などの燃料の確保が容易であり、こうした条件の元で有馬居住の鋳物師・鍛冶によつて金属製品が製作されていたと思われる。

有馬湯治の流行は有馬見舞・有馬土産という贈答慣行の隆盛をもたらし、豊臣政権の贈答儀礼の中にも組み込まれていた。これは見舞という私的な贈答が公的なものに転化したことの意味し、多様な機会における見舞の体系が形成され、江戸幕府における贈答儀礼にも継承されていく。

## 二 朝鮮侵略と養生

文禄二年の秀吉の有馬湯治、秀次の熱海湯治は朝鮮侵略が朝鮮民衆の蜂起、兵糧不足、明の援軍の来襲といった不利な状況に陥り、和睦交渉が進められる中で行われた。朝鮮在陣中の日本軍は朝鮮の気候や環境に適応できず、上は大名、下は徵發された百姓に至るまで体の調子を悪化させていた。特に冬の寒さは身にこたえるものであり、多くの死者が出ていたため、秀吉は在陣中の日本軍を養生させる必要に迫られていた。

朝鮮侵略開始からほどない天正二十年（一五九二）九月には、毛利輝元が病氣となつたため、秀吉は名医として知られる曲直瀬道三を派遣し、「養生肝要」との言葉を伝えた。<sup>35)</sup> 輝元は朝鮮に渡った道三から薬を与えられ、病状は持ち直したが、秀吉は九月と同様に「無由断養生専要、早速本復候様ニと被思召候」という言葉を伝え、輝元への気遣いを

示した。<sup>36)</sup> この養生という言葉は以後も朱印状の中で繰り返されていき、日本軍の置かれていた状況を象徴的に示すことになる。また、同時期には岐阜宰相（織田秀信）も病気になつたため、秀吉は一鷗軒を派遣していた。一鷗軒も名医として知られ、秀吉に仕えて、諸大名の治療にあたつていた人物であり、京の名医たちも次々と朝鮮に投入されていた。<sup>37)</sup>

朝鮮侵略後、初めての冬を迎える天正二十年十一月には、朝鮮在陣中の島津・大友・吉川・立花氏に同文の朱印状が発給された。その冒頭には「向寒天其國永々在陣、辛勞ニ被思召候」とあり、在陣見舞の言葉をかけているが、これに加えて兵糧を蓄え、船子を在所に返して休息を与えるよう指示し、小袖を与えるとも述べている。小袖は豊臣政権の贈答儀礼においては、歳暮の際の諸大名からの献上品であったが、ここでは逆に下賜されている点が注目される。小袖は室町幕府の年中行事では九月九日の重陽の節供を期して、着用する慣習があり、また中に綿を入れて寒さを防ぐ機能も存在していた。こうした点から、秀吉による小袖の下賜は秀吉の恩恵を示すと同時に、朝鮮在陣中の大名に小袖を着用して冬の寒さを防がせる目的があつたと思われる。

朝鮮半島は大陸にあるため、日本と同緯度であつても、

冬の寒さははるかに厳しい。こうした寒さは在陣中の日本軍にとつては未経験のものであり、それに対する備えは十分ではなかつたはずである。実際、翌年二月五日に吉川広家に宛てた秀吉朱印状には「高麗へ召連候船頭かこ共相煩、過半死候由申越候」とあり、吉川氏が所領から徵發した船頭や水主が病氣となり、半数以上が死亡したことがわかる。

大名当主の如く上級武士は冬用の衣服や燃料をそれなりに確保していたが、下級武士や徵發された百姓にはそうした用意はなく、寒さに加えて兵糧不足も相まつて、病人や死者が続出したのだろう。

こうした犠牲者は吉川軍のみでなく、他の大名でも同様であり、それへの対処が必要であった。前述の秀吉朱印状では「其方浦々ニ相残候かこ共悉相改、かミハ六十、下ハ十五を限可罷渡之旨堅申付、相副奉行可差越候」とあり、新たな徵發による補充を図っていた。これは百姓を消耗品扱いするものであり、徵發される村からは成人男子がいなくなり、村落の荒廃を招くことになった。

こうした病人・死者の続出は文禄二年六月に朝鮮へ渡海した上杉景勝軍でも同様であった。景勝の家臣藤田信吉が八月に朝鮮在陣中の様子を記した注文によれば、「雖然、惣軍土地風儀不相習、段々受秋冷、相煩者、或令病死者不相成若干、故藤田組中人數内及四拾人余煩」とあり、秋に入つ

た頃には多数の病人や死者が出ていたことがわかる。<sup>(43)</sup> この注文には藤田組中三百十人の中で病人が四十四人とも書かれ、生き残った中でも一五%が病氣となつていたことになる。朝鮮では昼夜の気温の変化が大きく、秋に入ると夜間にはかなり気温が低下するため、それに対応できず病氣になり命を落とす者が多かつたと思われる。

慣れない気候や風土の中で、朝鮮在陣中の日本軍の間では病氣が蔓延し、下級者のみでなく、大名までもが次第に病に伏せるようになった。前年にも病氣となつた毛利輝元は再度病氣となり、秀吉は四月二八日付の朱印状で「煩為養生、医者被差遣候間、能々可有養生候、(中略) 其地にて養生難成候者、名護屋へ被相越候て成共、可有養生候」と述べ、医者の派遣と病氣が治らない場合は名護屋への帰国を勧めた。<sup>(44)</sup> さらに、八月六日付の朱印状で「輝元事、為養生可有帰朝之由、雖被仰遣候、延引、沙汰限候、急度令異見、可差戻候、其方事も不相煩様尤候」と小早川隆景に述べ、輝元に帰国を再度勧めている。

また、文禄二年七月頃には吉川広家も病氣となり、それを聞いた秀吉は「帰朝候て可有御養生」と寺沢正成を通して伝えさせた。<sup>(45)</sup> 広家の病氣は一旦は回復したが、再発したため結局帰国し、それに対して秀吉は十月十一日付の朱印状で「於高麗所勞付而、帰朝儀尤候、養生之儀不可有由断

候、就其先度母返下候、定可為滿足候」と述べ、養生の言葉をかけた上で、人質である母まで帰国させ、広家の養生のために気配りを見せている。

こうした養生の言葉、医師の派遣、帰国の勧めは秀吉朱印状において言説化し、繰り返されていた。これは豊臣政権を支える最大の大名である毛利一族だからこそ扱いとも言えるが、秀吉が大名の身体を支え、養生を実現する主体であることを表明するものであった。そして、同様の言説を関白秀次も秀吉に対抗するかのように、獲得していた点も注目される。

文禄三年二月五日、秀次は家臣駒井重勝に「関白様為御詫令啓達候、貴殿御煩之事、於于今然々与無之、同扁之様ニ被聞召候、然共早々御帰朝尤之由、上意候、不可有御由断」という黒田孝高宛の書状を出させている。その翌日には孝高へ曲直瀬流の医師古菴・済庵・本覚坊の内で三人を派遣するように命じ、同時に名護屋までの賄い（馬・宿泊・食事などの用意）を家臣益庵に差配させた。これらは以前から秀吉が行っていたことであるが、秀次は秀吉への対抗意識があり、その行為を模倣することで、自らの恩恵を示そうと図つたと思われる。その後、二月二二日には、秀次は孝高に朱印状を発給して、「為療治医師済庵被派遣候、能々可養生事專一候」と述べ、秀吉同様の言説を繰り返し

ている。<sup>(49)</sup>

秀吉と秀次の競い合いは朝鮮在陣中の大名への見舞の際にも行われた。秀吉と秀次の在陣見舞は一定時期に多数の大名に一斉に行われ、秀吉の場合は特定の物を下賜することが多い（表5・6参照）。見舞の文言は秀吉は「在陣辛勞」、秀次は「苦勞之段察被思食候」だが、共に在陣の労苦を見舞つてるのは同じであり、使者を派遣しての見舞も何度か行つてている。

文禄二年における秀次の見舞は、回数では秀吉を凌駕している点は注目される。しかも、天正二十年には「平均」、文禄二年には「静謐」という文言が頻出するが、これは秀吉が惣無事令に関して発給した朱印状によく見られる表現であり、秀次は秀吉の言説を模倣し、しかも大名の見舞の主体となることで、秀吉以上の権威の獲得を図つていたと考えられる。

だが、秀吉と秀次の在陣見舞には相違点がある。それは秀吉の見舞の多くが下賜行為を伴うのに対し、秀次の見舞で下賜が行われたのは一回だけに過ぎない点である。秀吉の下賜品は天正二十年十一月・文禄三年正月・文禄四年正月の場合は小袖、文禄二年五月・慶長二年七月の場合は帷子である。豊臣政権における大名の献上品は、歳暮祝儀では小袖、端午・七夕・盆の祝儀では帷子であるが、秀吉の

表5 秀吉による朝鮮在陣見舞

| 朱印状の年月日     | 代表的な見舞文言、( ) 内は文書名   |
|-------------|--|
| 天正 20・11・10 | 向寒天其国永々在陣、辛勞ニ被思召候、(追而書) 寒天時分、苦勞至候、小袖ニ遣之(吉川家文書 七四五)   |
| 文禄 2・5・1    | 長々在陣辛勞、不被及是非候、仍帷ニ被遣候、令着弥可入情候(吉川家文書 七七四)  |
| 文禄 2・6・2    | 永々在陣辛勞候、此時候之間、尚以可抽粉骨事專一候、隨而馬一疋〔鹿毛駒〕被為拝領候(鍋島家文書 五五)   |
| 文禄 2・11・10  | 其表長々在陣辛勞思食候、然者普請以下丈夫ニ可申付候、いやしみ候て諸事由断仕、越度無之様ニ可致其覚悟候、主人儀ハ不及申、下々迄焼火を仕、ひえぬ様ニ在之而、不煩様ニ可仕候(鍋島家文書 六三)                                |
| 文禄 3・1・28   | 其表為見廻、美濃部四郎三郎・山城小才次被差遣候、長々在番辛勞不被及是非候、殊普請以下丈夫ニ申付、番等無由断趣、被聞召届候、就其、人數兵糧等相改可申越候、猶以兵糧當春舟数相揃、追々渡海之儀被仰出候条、可成其意候、將亦小袖一重被遣候(鍋島家文書 九三) |
| 文禄 3・12・20  | 永々在番辛勞至候、番普請等無由断旨、被聞食届候、寒天時分加養生勇健之儀肝要候(中略)古米入替之儀、被仰出候処、入情之通悦思食候、来春早々兵糧米可被差渡候(吉川家文書 七六七)                                      |
| 文禄 4・1・16   | 其表長々在番、辛勞不被及是非候、仍小袖ニ被下候、(吉川家文書 七七一)  |
| 慶長 2・7・10   | 長々在番辛勞思召候、〔追而書〕帷子一・道服一、被下候也(鍋島家文書 一一一)   |
| 慶長 3・8・25   | 其表為御見廻、徳永式部卿法印・宮木長次被差遣候、并御道服・御衿子被為拝領候、長々御在番、御苦勞不被及是非候、仍 大閣様御煩、弥被成御快氣候間、可御心安候(鍋島家文書 一三一)                                      |

注 文言は同日付でも各家の文書で異なる場合もあるが、代表的なものを挙げた。  
年号は推定

表6 秀次による朝鮮在陣見舞

史苑  
(第六〇卷二号)

| 朱印状の年月日    | 文言   |
|------------|--|
| 天正 20・5・27 | 至高麗地令渡海之由、誠苦勞之段被察候、仍其國之儀早速平均、珍重ニ思食候（吉川家文書 八二一）           |
| 天正 20・8・22 | 寔其國早速平均之躰、併面々以下無由斷令渡海故候、打統長々之在陣、苦勞之段察被思食候（吉川家文書 八二二）     |
| 文禄 2・4・9   | 為見舞被仰遣候、長々在陣、氣遣苦勞、寔被察思食候、（中略）帷子廿遣之候（毛利家文書 一〇〇三）          |
| 文禄 2・5・26  | 為見舞被遣使者候、誠遠国累年長陣、昼夜苦勞（毛利家文書 一〇〇四）                        |
| 文禄 2・6・24  | 去春渡海之以後、不被仰遣候、其国在番、苦勞之段被察思食候、弥静謐之由、尤候（吉川家文書 八二四）         |
| 文禄 2・8・27  | 為見舞被遣使者候、其表弥静謐候哉、寔累年在番苦勞儀、尤被察候（吉川家文書 八二五）                |
| 文禄 2・9・8   | 其国見舞被差遣使者候、寔遠国長々在陣、氣遣苦勞之段不被及是非候、弥静謐候哉、様子被聞召度候（吉川家文書 八二三） |
| 文禄 2・11・4  | 其国在番、誠累年苦勞之事、不被及是非候、雖無差儀、被遣使者候、此間尚々静謐之由尤候、（鍋島家文書 六七）     |

九月八日付の秀次朱印状を『大日本古文書』では「文禄元年カ」とするが、「弥静謐候哉」の文言は文禄二年六月・八月・十一月の朱印状に見られ、天正二十年の朱印状には見られないで、この朱印状は文禄二年のものと考えられる。

豊臣政権の贈答儀礼と養生（盛本）

在陣見舞の下賜品はこれらと季節的に照応している。つまり、恒常的な贈答儀礼での献上品が朝鮮在陣見舞では下賜品となり、秀吉は献上される側から下賜する側になるという逆転した構造が生まれていると言える。この構造は前述したように、秀吉が在陣中の大名の養生をさせたことから創出されたものである。そのため、秀次は大名を養生させる権能を完全には掌握できず、その大部分は秀吉の手中に握られていたと考えられる。

こうした病人の続出に対し、医者の徴発も行われていた。『多聞院日記』文禄二年二月二六日条には「ナラ中ノ医者之衆、ナコヤへ被召下了、五十以上ハ被指除了、京モ各下ト云々、迷惑之由也、今日大坂迄下由也」とあり、奈良や京の医師が徴発され、名護屋へ送り込まれていた。政治・文化の中心地である京や奈良には医師が多く、しかも彼らは豊かな医療知識を持っていたため、徴発が行われたのだろう。徴発された医師が実際に名護屋に送られたことを示すのが次の秀次朱印状である。

名護屋医師三十五人并下々其外奉行之者被遣候、八端帆繼舟式艘申付、無由断可送届 候也、

文禄二年二月二八日

（秀次朱印）  
志はく舟奉行 中

これによれば、大坂に集められた医師は計三十五人であり、その後に塩飽嶋の舟で、名護屋に送られたことがわかる。彼らが朝鮮に渡ったかは史料的には不明だが、恐らく前述した道三と同様に、朝鮮で大名や武士の治療を行つたと見られる。この命令は名護屋にいた秀吉によるものと思われ、秀次はそれを受けて畿内の医師を徴発し、朱印状を発給して輸送を行わせたのである。

さて、文禄一年には朝鮮における二度目の冬を迎えたが、秀吉は越冬の準備のために新たな指令を出している。その指令は小早川隆景・立花宗茂らに宛てた次の八月六日付の秀吉朱印状に端的に記されている。

一右帳面内炭事、其地山中ニテ焼候事、自由之旨候間、不被遣候、急度焼せ候て、城中ニツミ、上を塗候て可置候、尚以、炭多焼候て、冬ニ成候者、こたつをさし候て、下々ヘ可遣候、ひえ候て不煩やうに可申付候、

一かこ共隙明次第、国本ヘもどし候て、相休め、来春候ハん間、小屋をさし可入置候、

一普請出来候者、其普請衆一日薪をさせ、ばい木仕、にはのことく城中ニツミ候て、上をぬり可置候、大雪などにて薪不成時之為被仰付事候也

一条目は夏の間に炭を焼いて貯えておき、冬には下々の者にも炭を与えること、たつにあたらせて、寒さを防ぐというものである。小泉和子氏によれば、室町後期にはいろいろの上に簣子のような板を置き、そこに足を載せて暖をとることに存在していた<sup>(52)</sup>。この場合も同様の形態のことをと思われるが、こたつが防寒に最適と秀吉は認識し、それを勧めていたのである。

二条目は前年に船頭や加子たちが死亡したのに懲りて、彼らを帰国させて休息を与える、在陣している者は舟では寒いので、小屋に入れるように述べたものだが、この文言によれば、船乗らの死は舟で冬を過ごしたことが原因とわかる。三条目は薪を作つて城内に、には（刈り取つた稻を円錐形に積み上げたもの）のように積み上げて、大雪で薪がとれない時に利用するよう命じている。毎日の煮焚や暖房の役割を果たす薪の補充は死活問題であるが、前年には大雪の際に薪不足になつていたことが窺える。

表6の十一月十日付の秀吉朱印状も上下共に焼火をするよう述べているが、これらの指令は前年に大量の死者・病人が発生したことへの反省に基づくもので、秀吉が見舞や衣服の下賜のみでなく、具体的な指示を出して在陣中の人の養生に気配りをしたことがわかる。しかし、この指令が実際に効果を挙げたかは不明であり、前年ほどではない

にせよ、多数の死者や病人が出たと思われる。とは言え秀吉が養生を実現する主体として、人々の前に立ち現れたことは注目すべきであろう。

さて、一章では秀吉の健康がすぐれず、養生のため有馬湯治を行つたことを述べたが、養生には美物（おいしい物）を食べて病気を治す食養生と呼ばれる方法もあつた。食養生は効能に応じた動植物を食して、病気の治療を図るもので、中国伝來の本草学に基づいて古代以来行われてきた。秀吉には全国の大名から美物が献上され、それを食べることで養生を実現していた。主な美物には魚や鳥があるが、虎もその一つであった。朝鮮侵略の際に表7に見られるように、秀吉には虎が朝鮮在陣中の大名から献上されていたが、これにはいかなる背景があるのだろうか。また、一般に知られている加藤清正の虎退治の話もこの献上行為と関連して、形成されたものと思われる。

保立道久氏は虎には護身や治病の呪術的機能があり、また武具として使用され、武士の間で珍重されていたことを述べている。また、虎退治が日本の武勇の象徴として、古代以来語り継がれ、最終的には加藤清正の虎退治として結実したとも指摘している。戦国時代には武士の間で虎皮・豹皮の贈答が隆盛を究め、この時期には対外貿易により多数の虎皮・豹皮が国内に流通していたようである。こうし

表7 朝鮮侵略時における虎・豹狩に関する文書

| 秀吉朱印状の年月日  | 宛名      | 文言の抜粋   |
|------------|---------|---|
| (文禄元)12・21 | 亀井台州守   | 狩取虎到来之、誠希有之事候(中略)京都へ被差上候(亀井文書)                              |
| (文禄2)12・14 | 松浦刑部卿法印 | 虎獵申付相留一丸到来候之、入情候段被悦思召候(松浦文書)                                |
| (文禄3)12・20 | 羽柴吉川侍従  | 於高麗狩取虎一到来候(吉川家文書、一三二号)                                      |
| (文禄4)4・2   | 鍋島加賀守   | 先度虎伐被仰遣候之処、早々申付狩取之皮・頭・骨肉・肝臍、入念如目録到来、悦思召候(鍋島家文書、九〇)          |
| (文禄4)4・9   | 鍋島加賀守   | 先度虎之頭伐被仰遣候之処、早々到来、悦思召候(鍋島家文書、九一)                            |
| (文禄4)4・12  | 加藤主計頭   | 先度虎御用由被仰遣候之処、早々狩取之到来、悦思召候、(紀伊徳川文書)                          |
| (文禄4)4・22  | 羽柴吉川侍従  | 虎之儀被仰遣候処、豹狩取之到来、初而上覽条(吉川家文書、一三三号)                           |
| (文禄4)4・28  | 羽柴薩摩侍従  | 虎之儀被仰遣候之処、即二肉骨腸色々取揃、入念到来、別而悦思召候、此上不入候間、狩以下一切無用候、(島津家文書)     |
| (文禄4)4・28  | 鍋島加賀守   | 虎之儀被仰遣候之処、即一肉骨腸以下色々取揃、入念到来、別而悦思召候、此上不入候間、狩仕一切無用候、(鍋島家文書、九四) |
| (文禄4)6・20  | 羽柴柳川侍従  | 虎儀被仰出候処、精入狩取之、使者相添如註文到来悦思召候、然者重而虎狩無用候、(立花文書)                |
| (慶長2)10・14 | 伊藤民部大輔  | 虎皮一枚到来(伊東系譜)  |
| 2・15       | 伊藤民部大輔  | 虎一ヶ到来之悦思召候、先度雉子彼此切之儀候、(伊東系譜では文禄二年とする)                       |
| 12・18      | 毛利豊前守   | 虎一鶴二鰐百遠路志事悦思召候、長々其国在番苦勞候、(五藤文書)                             |

| 年月日        | 文書名（宛名）               | 文言   |
|------------|-----------------------|--|
| (文禄元)12・21 | 長束正家・富田知信連署添状         | 去十日御紙札并被狩取虎御進上ニ候、披露候之処、誠於本朝希有之儀ニ付、為可被備觀覽、京都早々被差上、於此地も諸人被許見物候、誠以貴所御名譽之至候(牧文書)               |
| (文禄3)12・20 | 木下吉隆添状(羽柴吉川侍従)        | 一虎御進上候、則令披露候之処、御使見如申候、庭上へ被成御下、被御覽候、希有之儀候へハ、一段御感悦不斜仕合候、殿下様・家康・筑州、其外御咄衆にも被成御見候(吉川家文書、七六六号)   |
| (文禄3)12・25 | 木下吉隆・浅野長吉連署奉書(羽柴吉川侍従) | 太閤様為御養生、可參御用候虎を御取候て、塩能仕置可有御上之由、御意候、皮者此方ニ不入候間、其仁へ可被遣旨仰出候、頭肉腸何も一疋之分不殘塩を御沙汰候て可被參候(吉川家文書、七六九号) |
| (文禄4)2・16  | 山中長俊書状(羽吉川侍従)         | 先度ハ虎御進上、一段 御感悦ニ候つる(吉川家文書、七七二号)   |
| (文禄4)4・22  | 浅野長吉・木下吉隆連署添状(羽柴吉川侍従) | 虎儀被仰遣候之処、豹被狩取御進上、一段被成御悦喜候、虎者數疋到来候、豹ハ初ニテ候(吉川家文書、七七三号)                                       |

「牧文書」は『津和野市史 第二巻』所収

### 『駒井日記』の虎関係記事

| 年月日      | 記事  |
|----------|---|
| 文禄3・3・18 | 從 太閤様、虎骨山中山城承ニ而、関白様へ被参、頭をハ如最前被成御拵 太閤様江可在御進上由、相残骨共ハ関白様ニ可被召置由     |
| 文禄3・3・22 | 虎頭被成御拵 太閤様江被遣、中山城所江為持遣、先日拵候儀、從太閤様被 仰出頭也<br>虎頭山中山城請取、則上申由返事亥刻ニ京着 |

豊臣政権の贈答儀礼と養生（盛本）

た虎皮・豹皮の流通は虎や豹が生息する朝鮮に対する関心を呼び起こし、朝鮮侵略における虎献上を根底で規定した要素となつたと考えられる。

朝鮮に上陸した武士や百姓は実際に虎や豹を目指し、武士の中には虎狩を行う者もいたと思われる。朝鮮侵略の際の虎に関する初見史料は、文禄元年一二月二一日に亀井台州守（茲矩）宛てた朱印状で（文言は表7参照）、茲矩が狩り取つた虎を名護屋に献上したことを「希有之事」と褒めちぎつてゐる。この虎は同日付の長束正家・富田知信連署添状によれば、名護屋では秀吉のみでなく多くの人が見物し、さらに後陽成天皇に見せるために京に送られている。

従来は虎皮という形態で虎は知られてゐたが、その姿や大きさを正確に知る者は日本には存在せず、この時に秀吉も含めた武士たちは初めて虎の全貌を見物し、感嘆の声をあげたものと思われる。亀井茲矩は秀吉から琉球守・台州守といふ受領名を与えられたことからも知られるように、海外への関心が強かつた大名であり、この虎の献上もそうした関心の現れと思われる。つまり、最初の虎の献上者が茲矩であつたことは偶然ではなく、海外への関心や進出への意識が虎狩や虎献上という形で現れたものと言えよう。

その後『駒井日記』によれば文禄三年三月にも秀吉に虎が献上され、その後秀吉は虎を一旦は秀次に下賜し、虎

の頭を拵えた上で、献上するように命じている。これは虎の剥製を作らせたものと思われるが、いかなる意味があつたのだろうか。保立氏は無病息災のため新生児に虎頭を漬けた湯を浴びさせたり、枕元に「護」として虎頭を置く慣習が平安時代の朝廷に存在したこと述べてゐるが、この虎頭も秀吉を保護し、また養生させるために献上され、平安時代の場合と同様の目的で置物として用いられたと思われる。

一方、残つた骨は秀次に下賜されているが、虎骨も中国では薬として利用されていた。平安時代の著名な本草書『康頬本草』には虎骨の記載があり、「除邪惡氣」という効能が記されていて<sup>55</sup>、日本でも虎骨が薬として認識されていたことを示している。そして、豊臣期には虎骨が薬として輸入され、貴重品とは言え一定度流通していた。

『多聞院日記』の文禄四年四月十七日条には「北法印ヨリ七種妙藥ノ方ヲ給ル間、其内虎骨・敗亀抄二色塙ニテ色々尋テ、則調合服用之処、以外タヽル間打置了、虎ノホ子、一段堅キ事、鐵石モ不及也、ハイキハレハ唐海亀ノ甲也」とあり、英俊は妙藥である虎骨を塙で入手して、調合・服用したが効果がなかつたことを記している。この虎骨の原産地は不明だが、塙には南蛮・中國貿易などによる輸入品が入荷しているので、朝鮮・中國や東南アジア産である可

能性が高い。前述したように、秀次はこの時期には健康がすぐれず、そのため秀吉は薬になる虎骨を下賜して、養生の援助をしたものと思われる。要するに、虎は体の各部分に応じて様々な利用法があり、養生の実現のために最も効果がある動物であった。

こうした養生のための虎献上を本格的に行わせる契機となつたのが、文禄三年十二月の吉川広家による虎献上であつた。十二月二十日付の木下吉隆添状によれば（同日に広家宛に秀吉朱印状が発給）この時には秀吉は庭まで下りて虎を実見し、さらに秀次・家康・利家・御咄衆にも見せていく。文禄元年の龜井氏による献上の場合と同様に、虎は見せ物となり、それは虎が生息する朝鮮への征服心を駆り立てる意識をもたらすことになつたであろう。

この直後の十二月二十五日、木下吉隆と浅野長吉は秀吉の養生のために、虎を狩り頭・肉・腸を塩漬にして献上し、皮は不要なので下賜するという秀吉の命令を吉川広家に伝えている。この連署奉書には虎献上の目的が明確に「太閤様為御養生」と書かれ、養生目的による虎狩が諸大名に命じられた点で画期をなすものである。これ以前の虎献上は大名による半ば自發的な献上であり、秀吉から命令があつたわけではない。

この命令によって、翌年四月には朝鮮在陣中の大名から

次々と虎が献上された（表7参照）。この時の秀吉朱印状には「先度虎伐被仰遣候處」とあるが、これは前年十二月の木下吉隆・浅野長吉の連署奉書を指し、吉川広家以外の大名にも発令されていたと見られる。この献上者の中には加藤清正の名前も見え、いわゆる清正の虎退治は直接的には秀吉の命令によつて行われたとも考えられる。

清正の虎退治の話は『常山紀談』卷十に「清正虎を狩られし事」にあり、清正が鉄砲で自ら虎を撃つことが書かれている<sup>(5)</sup>。また、『常山紀談』卷十には黒田長政による虎狩の主催、後藤基次の虎狩、朝鮮から生きた虎を鉄の鎖に繋いで名護屋まで連れてきた時に、清正と虎が睨み合つた話も記されている。『常山紀談』は岡山藩士湯浅常山が戦国から近世初期の武士の逸話を集成したもので、明和七年（一七七〇）に大部分が成立したものだが、こうした話は清正の虎狩は近世初期から世間に流布し、「朝鮮征伐」と虎狩が一体のものとして認識されていたことを示している。

献上的方法は肉・骨・腸・頭とあるので、朝鮮で各部分に加工し塩漬にして、京まで送られていたことがわかる。秀吉は肉や腸を食べ、骨は薬とし、剥製の頭を枕元に置いて、養生を図つたものと思われる。また、吉川広家から初めて献上された豹を、例によつて上覧し、機嫌を良くしている。虎と豹は古代以来セットとして贈答されてきたが、

### 豊臣政権の贈答儀礼と養生（盛本）

位階の上位の者が豹皮を身につける規定があり、豹の方が虎よりも上位とされていた。これは豹が虎よりも数が少ないとため、稀少価値が賦与されていたためと思われる。

その後、島津義弘と鍋島直茂から虎の肉骨腸などが献上されたが、その返礼の朱印状（四月二八日付）で秀吉はも

うこれらは不要なので、虎狩はしなくて良いと述べている。多数の虎を献上されたことにより、備蓄も十分となり、また秀吉が虎肉に飽きて、当分の間虎の必要性がなくなつたため、虎狩の中止が命じられたのだろう。実際、この後には虎献上に関する秀吉朱印状は見当たらず、朝鮮で大名や武士が個人的には虎狩をすることはあっても、献上自体は行われなくなつた。そして、近世には秀吉への虎献上の事実は忘れ去られ、代わりに虎退治の逸話が一般に普及して、朝鮮など海外に関する認識を一定程度規定していくことになる。

おわりに

以上、豊臣政権の贈答儀礼と養生の関係について、有馬湯治と朝鮮侵略の二つを柱に述べてきた。有馬湯治の際には大名や寺社から有馬見舞が行われ、湯治に関係する品物が献上されていた。見舞は在陣・病気・死の場合に行われ

るが、豊臣政権の場合は秀吉が遠征をする度に行われ、次第に恒常化していく、最終的には全国の大名や寺社などから献上が行われた。また、秀吉の奉者が内々に見舞を行うように働きかけてくることもあり、横並びの見舞が強制されていった。

湯治は養生の一手段として古くから行われたが、秀吉の天下統一により交通上の障害が消滅したことによって、從来以上に盛んになり、秀吉や本願寺門主など著名な人物による湯治が行われ、それが一般の人々の湯治に拍車をかけたと思われる。こうした湯治の流行は湯治を行えるだけの経済的余裕ができたことが一因であり、豊臣期の経済や生活レベルの実態とも関連させて、考えていくべきである。また、有馬以外にも草津・熱海・十津川・菰野など各地の湯治場もこの時期から本格的に発展を開始し、近世の著名な湯治場は既にこの時期に基礎ができていたと言えよう。

秀吉や秀次の湯治の動機は身体の不調にあり、遠征帰りに行うことが多かつた。朝鮮侵略の最中は秀吉と秀次共に不調となり、秀吉は有馬、秀次は熱海に行き、相互に見舞を行つて、養生を図つていた。

朝鮮侵略では朝鮮の気候や風土に慣れない日本軍は多数の病死者や病人を出し、特に冬の寒さには耐えきれず、凍死者や病人が続出し、その補充が必要となつたため、本土

から新たな徵發が行われ、村落の荒廃を招いた。秀吉もこうした事態に対応して、炭や薪の用意といった様々な指令を發し、大名には季節に応じた小袖・帷子といった着物を下賜して、養生の実現を図つたが、その實質的な効果は定かではない。朝鮮における危機的状況の中で、秀吉は献上される者から下賜する者へと立場を変えて、人々を養生させ、国主としての体面を果たそうとしていた。

一方、秀吉は身体の不調を回復するために、諸大名に朝鮮から虎を献上させる命令を發し、実際に虎が次々と献上されてきた。虎の持つ効能が秀吉に注目され、それが朝鮮での虎狩に拍車をかけ、その結果加藤清正の虎退治の話も形成され、近世には広く流布していくのである。戦国時代には大名間の贈答という形で満たされていた虎皮・豹皮に対する欲望が、朝鮮侵略においては現実に虎狩を実行して、虎皮の獲得が可能となるという変化を遂げた。

また、朝鮮における最大の動物である虎や豹を秀吉に献上することは、朝鮮の国土を支配したことの象徴的な行為とも言える。日本では古代以来、新たに占領した土地から、その土地の特産物を献上させる慣習があつたが、この場合も同様の慣習を受け継いだものである。他にも朝鮮からは高麗鷹や鰐が献上されていたが、高麗鷹は朝鮮最大の鳥、鰐は朝鮮の海に生息する魚であり、朝鮮の山と海を占領し

たことを示す献上品であった。そして、虎や鰐は秀吉によって食されることで、秀吉の身体の養生のために奉仕することにもなったのである。

### 注

(1)拙稿「中世の養生」『列島の文化史』8号 一九九二年  
では、中世における様々な養生の様相を扱つた。

(2)『角川日本地名大辞典』兵庫県 有馬の項。

(3)『言經卿記』の筆者山科言經は自ら薬を調合し、公家や町人などに薬を与えて生活の足しにしていた。

(4)『太平記』卷三には「道譽俄ニ病ト称シテ為湯治、湯山へ下り」とある。

(5)『明月記』寛喜三年八月二九日、九月一六日条。  
(6)『看聞日記』永享五年十月九日条。

(7)『鎌倉遺文』第三十四卷 二六三八〇号、山城禪定寺文書。禪定寺は宇治平等院の末寺で、曾束庄の領主は直接的には禅定寺であった。

(8)『相生市史 第八卷上』二八九号 學衆方未進年貢算用状。これには七々局が湯山から戻つた際、洪水のため四月三日に矢野莊に滞在した費用も計上されているので、約三週間に馬に滞在していたことがわかる。また、『角川日本地名大辞典』兵庫県の有馬の項では、康永二年(一三四三)九月に播磨国大部莊に守護使河崎氏が將軍家湯治料と称して、人夫五人

豊臣政権の贈答儀礼と養生（盛本）

- て、將軍が入浴する有馬湯の運搬が守護役として莊園に賦課されている。これは注（7）文書の場合とは異なり、莊園領主以外の人々の養生を莊園が支える構造が室町時代に生まれたことを意味し、この点は鎌倉と室町の段階差を考える上で重要である。
- (9)『相生市史 第八卷上』三五三号 守護赤松義則方沙汰用途散用状。これには七々局が熊野参詣をした時の餞も計上されていて、社寺参詣の餞も行っていた。
- (10)白井信義「秀吉と有馬温泉」（日本歴史）二八四号、一九七二年。
- (11)この点は白井論文に既に指摘がある。
- (12)『北野社家日記』天正十八年十月三日条には、「今日松梅院禪永、閑白様湯の山ニ御座候を御見舞ニ被下候也」とあり、北野松梅院が有馬見舞を行っている。
- (13)この時の見舞に対する秀吉朱印状には五月二五日付の船越左衛門尉宛五月二六日付の誉田八幡社僧中宛のものがある。
- (14)『宇野主水日記』天正十四年二月十三日条。
- (15)秀長は天正一七年十一月にも有馬湯治を行つたが、病気のため十二月には京に滞在していて、この頃はあまり健康が優れなかつたようである。そして、天正一九年正月二二日に死去している。
- (16)『鹿苑日録』文禄元年十月二九・晦日条。
- (17)『言經卿記』文禄二年九月四・五日条。『駒井日記』文禄二年閏九月一六日条。
- (18)『駒井日記』文禄二年閏九月九日条。実際の文書は秀吉の奉者木下半介宛で、秀吉に披露してもらう形式を取つてゐる。
- (19)『駒井日記』文禄二年閏九月十日条。
- (20)同右、文禄二年閏九月十一日条。この場合も木下半介宛だが、花押が据えられている。こうした事例から秀吉への文書は秀吉を直接宛名にせず、木下半介を通じて披露してもらうのが一般的であつたようである。一方、北政所の上臘・大坂二丸の局宛の文書は仮名書きで秀次の署名のみであり、秀吉の場合と同様に奉者を通じて、北政所や淀殿に披露してもらう形式を取つていた。
- (21)同右、文禄二年閏九月二十日・二三日条。
- (22)同右、文禄二年閏九月二二三日条。
- (23)同右、文禄二年閏九月二二三日条。
- (24)『駒井日記』文禄三年正月二一日条によれば、秀次が有馬湯治中の父三好吉房に見舞として、小袖二・道服袴・白鳥一・朱印状を遣わしている。また、同日記の文禄三年四月二十四日条には木下吉隆と孝蔵主から、秀吉が手足を痛めているので、見舞の使者を派遣するよう吿げてきたとある。
- (25)『浅野家文書』九三、二六七・九号。
- (26)『宇野主水日記』天正十一年十月二十四日条。この時には浅野長政・石田三成にも綿十把を贈り、奉者の重鎮である両者にも気配りをしている。
- (27)『兵庫県史 中世一』余田文書 七号。
- (28)『宇野主水日記』によれば、天正十三年は九月二三日から十月八日まで、天正十四年は九月二八日から十月十四日まで有馬湯治を行つてゐる。
- (29)『駒井日記』文禄二年閏九月十四日条によれば、この年閏九月には頗る後室の如春尼が有馬湯治を行つてゐる。

書留文言は候也という直状形式で、秀次とのみあり、花押や朱印はないようである。

- (30) 『兵庫県史 中世二』浅野文書 六・十四、十六号。余田文書 十二号。
- (31) 天正十七年七月の浅野弾正子息とは浅野長吉(長政)の子、文禄四年の中納言は大和國主豊臣秀保を指す。
- (32) 『宇野主水日記』天正十四年四月三・二七日条。
- (33) 『駒井日記』文禄四年四月十・十一・十三日条には、十津川で病気になった秀保に、秀次・秀吉・母ともが見舞を遣わしたことが書かれている。ちなみに、秀保の死去後、秀吉は葬式を内密に済ますよう述べているが、これは朝鮮侵略の最中における一族の死は不吉な事態と一般に思われることを忌避したものと思われる。
- (34) 『言經卿記』慶長二年一二月一八・二十九日条。
- (35) 岩崎宗純『箱根七湯』(有隣堂 一九七九年)。
- (36) 『毛利家文書』八九〇号、(天正二十年)九月二十四日付秀吉朱印状。
- (37) 同右、九二一号、(天正二十年)一二月五日付秀吉朱印状。
- (38) 『小早川家文書』三三三号、(天正二十年)九月二十四日付、秀吉朱印状。
- (39) 新村拓『日本医療社会史の研究』第4章(法政大学出版局 一九八五年)。新村氏は一鷗を名乗る医師は南条宗庸と宗虎の二人がいるが、両者が同一人物か別人かは不明であるとする。また、宗虎は家康の治療を行い、山科言経とも医療に関して交流を行つていたことも指摘している。
- (40) 『吉川家文書』七四五号、(天正二十年)十一月十日付秀吉朱印状。
- (41) 『年中恒例記』(続群書類従)第二十三輯)。
- (42) 『吉川家文書』七八三号。
- (43) 井原今朝男「上杉景勝の朝鮮出兵と熊川倭城」(長野県立歴史館研究紀要)3号(一九九七年)に藤田信吉の注文が引用されている。この注文は『信濃史料』収録。
- (44) 『毛利家文書』八九三号。
- (45) 『小早川家文書』三二七号。
- (46) 『吉川家文書』七四九号。広家の父元春は天正一四年十月の島津攻めの際に陣没したが、その際に子元長に朱印状を出して、「於國本者養生等可為自由候處、陣中殊更寒天之時分如此候条」と述べ、病氣にかかわらず国元に戻らず、在陣中に死んだことを見舞つている(同右、一〇四号)。ここでは国元への帰国が養生となるという観念を秀吉が持つていたことが注される。元春の後を継いだ長男元長も天正十五年六月に日向の郡で病氣となり、秀長は次男広家に「養生不可有油斷」と述べて、元長の養生を差配するように命じた(同右、八六五号)。六月四日付、秀長書状。だが、直後に元長は死亡し、親子共に島津攻めの際に陣没する結果となつた。
- (47) 同右、七五五号。(文禄二年)閏九月九日付、秀吉朱印状。
- (48) 『駒井日記』文禄三年二月五・六日条。
- (49) 同右、文禄三年二月二三日条。
- (50) 塩飽嶋文書。この塩飽嶋は瀬戸内海に浮かぶ島で、近世には多くの船員を出したことで知られるが、彼らは大坂から名護屋へ朝鮮侵略に必要な人員や物資の輸送に携わっていたのである。
- (51) 『小早川家文書』三三〇号。
- (52) 小泉和子『家具と室内意匠の文化史』二六四頁(法政大学出版局 一九七九年)。
- (53) 注(1)論文。

豊臣政権の贈答儀礼と養生（盛本）

(54) 保立道久『物語の中世』第6章 虎・鬼ヶ島と日本海海域

史（東京大学出版会 一九九八年）初出は一九九三年。

(55) 田中克行『中世の惣村と文書』第IV部第3章 龜井琉球守

再考（山川出版社 一九九八年）。初出は一九九三年提出のレ

ポート。龜井文書は湯浅隆・小島道裕「資料紹介 石見龜井

家文書」（国立歴史民俗博物館研究報告四五 一九九二年）、

『近世の武家社会』（国立歴史民俗博物館 一九九四年）で紹介

されている。

(56) 『康頼本草』は『続群書類從 第三十輯下』所収。『輔仁本

草』（同右所収）にも虎骨の記載がある。

(57) 近世の清正の虎退治の絵は槍で虎を突いた構図になつてい

て、『常山紀談』とは相違している。鉄砲で虎を撃つたのでは  
絵にならず、また臆病とも受けとめられるが、槍で突いた方  
が勇気ある行為として、人々に訴える力があるため、虎狩の  
方法が変更されたのであろう。秀吉に献上した虎が清正自身  
が狩ったものかは文書からは不明である。

(58) 岩波文庫の森銘三氏の解題。

(59) 前掲、保立論文。

（立教大学史学会会員）